

平成 30 年 7 月豪雨の被災者の皆様へ

保険証や現金がなくても

医療機関等を受診できます

災害救助法の適用市町村の住民の方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方は、医療機関、介護サービス事業所等の窓口でその旨をご申告いただくことで、医療保険の窓口負担や介護保険の利用料について支払いが不要となります。
(平成 30 年 10 月末まで)

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をされた方
- ※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭で申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負われた方
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である方
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止、又は休止された方
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない方

※ この免除を受けるには、上記の①～⑤のいずれかに該当する必要があることから、医療機関等の窓口でご申告いただいた内容について、後日、確認を行うことがあります。

※ なお、入院・入所時の食費・居住費などはお支払いいただく必要があります。

※ なお、被災者の皆様は、保険証なしでも医療機関等を受診、介護サービスを利用できます。